

平成25年第3回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成25年9月19日 午前10時12分開議

1. 出席議員 11名

1番	雑賀	茂君	3番	服部	隆君
4番	廣瀬	裕君	5番	野澤	良治君
6番	青野	正君	7番	星野	初英君
8番	篠田	英一君	9番	牧山	龍雄君
10番	福智	正之君	11番	大野	佳美君
12番	宮本	秀樹君			

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
総務課	長	羽田	健二君
企画財務課	長	藤井	俊一君
都市整備課	長	沼寄	繁君
秘書広聴課	長	石山	正光君
水道課	長	林	博行君
経済課	長	大槻	正己君
総務課	参事	諏訪	洋一君
教育	長	大野	繁君
教育委員会事務局	長	萩原	治夫君
町民課	長	関口	富士子君
福祉課	長	小川	輝文君
福祉課	参事	椿	法男君
出納室	長	藤ヶ崎	勇一君
子育て支援課	長	秋山	豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 岩橋 弘

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成25年9月19日（木曜日）

午前10時12分開議

議事日程

日程1. 議員派遣の件

日程2. 一般質問

追加日程1. 第3セクターふるさとかわちに対する債務補償についての緊急質問

日程3. 議案第1号 河内町子ども・子育て支援審議会条例の制定について

日程4. 議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例

日程5. 議案第3号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程6. 議案第4号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第4号）

日程7. 議案第5号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程8. 議案第6号 平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程9. 議案第7号 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程10. 議案第8号 平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）

日程11. 認定第1号

（1）平成24年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定

（2）平成24年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

（3）平成24年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

（4）平成24年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

（5）平成24年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定

（6）平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第2号

平成24年度河内町水道事業会計決算の認定

日程12. 選挙第1号 河内町選挙管理委員の選挙について

日程13. 選挙第2号 河内町選挙管理委員補充員の選挙について

日程14. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程15. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 議員派遣の件

日程2. 一般質問

追加日程1. 第3セクターふるさとかわちに対する債務補償についての緊急質問

- 日程 3. 議案第 1 号
- 日程 4. 議案第 2 号
- 日程 5. 議案第 3 号
- 日程 6. 議案第 4 号
- 日程 7. 議案第 5 号
- 日程 8. 議案第 6 号
- 日程 9. 議案第 7 号
- 日程10. 議案第 8 号
- 日程11. 認定第 1 号
認定第 2 号
- 日程12. 選挙第 1 号
- 日程13. 選挙第 2 号
- 日程14. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程15. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

午前 10 時 12 分開議

○議長（廣瀬 裕君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、荒井貞男氏外26名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご承知くださるようお願いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 日程 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第122条第 1 項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはそのように決定いたしました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程 2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問の事項表のとおり質問を許します。

- 1、補助金について、指定管理者制度については牧山龍雄君からの質問です。
- 2、学校統合については青野 正君からの質問です。

3、農業振興については野澤良治君からの質問です。

4、熱中症対策について、ご意見箱の設置について、通学バスについては星野初英さんからの質問です。

初めに、牧山龍雄君、登壇願います。

〔9番牧山龍雄君登壇〕

○9番（牧山龍雄君） おはようございます。9番牧山でございます。

今回、2020年の東京オリンピック、またパラリンピックが開催されることが決定しました。本当にうれしく、世の中がパッと明るくなったような感じがします。手放しても喜んではいられませんが、日本経済がよくなればよいと感じております。雑賀町長におかれましては、4カ月を過ぎまして、町政に一生懸命取り組んでおられまして、大変ご苦労さまでございます。今後もご活躍期待しております。

今回の一般質問は、補助金と……済みません、ちょっと。済みませんでした。

今回の一般質問は補助金と指定管理者についての2点であります。

まず補助金について、国や県の補助金もありますが、今回は町単独補助についてお聞きいたします。文化、芸術、伝統、ボランティア活動等を守り支援していくためのお金だと思います。それが河内町ではどのようになっているのか、担当課長と町長にお伺いいたします。

そして2番目に指定管理者制度でございます。

河内町直販センターは、農産物の振興と地場産業の育成を目的としてつくられた施設であります。その公の施設を地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、施設の管理を行わせる指定管理者制度により第3セクター株式会社ふるさとかわちとかわち直販センターの適正な管理を行うための協定書を締結しています。かわち直販センターの管理に関する協定書、つまり指定管理者の内容について、担当課長と町長にお伺いいたします。

質問は自席から行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

○9番（牧山龍雄君） それでは、町補助金についてお聞きします。

行政改革とともに町補助金の見直しを行っていると思いますが、補助金の現状についてお伺いいたします。

平成24年決算、平成25年予算で、補助金総額はどれくらいになっていきますか。その中で補助額の大きい事業はどのような団体かを担当課長にお聞きしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬 裕君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

平成24年度決算で見ますと、町単独補助金総額は1億1,624万1,000円で、社会福祉協議会補助金、シルバー人材センター補助金、水田農業構造改革対策奨励金、民家防音管理補

助金等を除いた事業、団体の補助金は3,434万4,000円でございます。平成25年度予算では、町単独補助金総額は1億2,715万2,000円で、決算同様に社会福祉協議会補助金等を除く事業、団体の補助金は3,492万7,000円で、財源としては一般財源だけのものがございます。

平成24年度決算の中で大きい事業、団体補助金といたしましては、いきいき祭り補助金791万5,000円、町商工会補助金580万円、町特産物PR活動事業補助金550万円、かわち寿大学関係補助金300万円です。町商工会補助金の中ではかわち寿大学協賛店補助事業の180万円も含まれております。以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

○9番（牧山龍雄君） 2回目の質問いたします。

補助金のあり方といたしまして、町の融和、健康づくり、商工業の育成及び振興、文化活動の振興、青少年の心身の健全な育成等を目標にさまざまな活動方法から地域社会への還元を目指していると思います。その中で、今後の補助事業ですが、補助金の額に限らず、事業等の見直しなどまだ必要ではないかと思えます。今後の補助事業はどのような方向で進めるのか、担当課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬 裕君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

補助金は町長が町の公益を推進し、町行財政の総合的見地から真に必要なと認める事務または事業を行うものに対し予算の範囲内において交付することになっておりますので、今後も今まで以上に事業の必要性、緊急性及び効果等、そして事務の軽減化などについて十分な検討を行った上で町の負担に配慮しながら予算を計上していきたいと思えます。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

○9番（牧山龍雄君） では、3回目の質問をさせていただきます。

町長にも今後の補助事業についてお伺いしたいと思います。平成24年度の補助事業の執行状況と、平成26年度の予算をどのようにこれから考えていくのかをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 牧山議員のご質問にお答えします。

まず、来年度の予算をこれから組むわけなのですけれども、その中で、今後の補助事業でございますが、今現在、本年度より見直しを行っている事業も実はございます。先ほど補助額の大きい事業の中にありましていきいき祭りなど、費用対効果をより高いものにしたという観点から、内容等を若干変更して予算の削減を行う予定です。

あと、町の物産のPR事業においても、実施方法や内容等を精査して事業を今後展開していきたいというふうに考えています。

また、青少年の健全育成を目的とした町のスポーツ少年団などについては、今後の河内

町を担っていく子供たちのことをございますので、補助のあり方そのものの見直しも、これは必要かと考えております。

あと小中学校の補助金の交付なども細かくあるのですけれども、これも一つの学校に対しまして各事業毎に補助金を交付しているのですけれども、これを事務の効率化、効率化というのは軽減化を図るために、各学校への補助金の一本化などといったことなどをちょっと考えております。

また、長寿クラブ、寿大学といった共通の目的を持った団体、及び事業への補助金の交付につきましては、補助金の有効性や事業のスリム化などを考えまして、統合も視野に入れて考えていきたいと思っております。

やはり町の運営、財政支出は補助金に限らず、ひいては町民の皆様の負担に帰結することを改めてかんがみて、町の財政状況に応じて配慮しながら、その必要性和その事業効果並びに緊急性や事務の軽減などを総合的に検討して、事業の選択、予算の計上を今後行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

○9番（牧山龍雄君） ありがとうございます。

町をこれから担っていく子供とか、町の補助金に対してもう一度精査してよく考えていただきたいと思えます。

続きまして、指定管理者制度について質問したいと思います。

第1回目の質問は、この指定管理制度の協定書に基づく条項の項目を各担当課長にお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

この項目の第1条ですけれども、直販センターの指定期間はいつからいつまででしょうか。第2条の事業計画は毎年度ごとに内容を記載した事業計画を作成し、提出しなければならないとありますが、どのようになっておりますでしょうか。第3条、利用料金は指定管理者が定めることができるとなっていますが、その内容はどのようなことでしょうか。第4条、この事業報告はどのようになっておりますか、その内容をお聞かせください。それから、第5条、管理費は直販センターの管理運営業務に要する費用はふるさとかわちからの負担として、直販センターの運用収益及び利用料金、その他の収入をもって充てるものとすると思いますが、管理運営業務に要する費用とはどのようなものか、具体的にお聞かせください。それから第6条、町長は指定の取り消しまたは業務の全部または一部を停止させることができるとありますが、その内容をわかる範囲でお答えいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君） 牧山議員の質問にお答えいたします。

まず指定期間でございますが、平成23年9月1日から平成28年8月31日までとなっております。

次に事業計画でございますが、計画といたしましては毎年4月に出してもらっております。販売計画等は提出されておりますが、地場産業育成の観点からも具体的な利用計画の提出をこれからはお願いしていきたいと思っております。

次に利用料金でございますが、現在無償でございます。建物の使用料ということでございます。

次に事業報告等でございますが、ちょっと今、手元に事業報告の内容は持っていませんが、毎年4月に提出してもらっております。

次に管理費等ということで、直販センターの管理業務はどういうものかということですが、内容といたしましては人件費、光熱費、警備保障料、その他排水使用料等でございます。町の負担につきましては、大がかりな修繕等があった場合に町の方で負担するというところでやっております。

次に指定の取り消し等ということで、これは前回の定例会でもお話ししましたが、この協定書に違反をしたとき、次に業務の処理が著しく不相当と認められるとき、3番目に第2号のほか、乙がかわち直販センターの指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるときとなっております。これにつきましては、違法と思われるときには双方、協議、話し合いをもって対処していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

○9番（牧山龍雄君） それでは、2回目、ちょっと町長にお伺いしたいと思います。

第2条に内容を記載した事業計画を作成し提出することとありますけれども、管理業務の実施及び利用許可とありますが、かわち直販センターの設立時の目的、それは町の農産物の振興、地場産業の育成であるわけですが、第3セクター株式会社ふるさとかわちも同じ目的であったわけです。そこで、利用計画がないということは重大なことだと思っております。町としては税金を投入してつくった施設でございますので、町の目的及び施策実施等のため指定管理者制度のもと、無償で貸しているということでございますが、町の農産物の振興、地場産業の育成のための計画が必要であると考えますので、こちら辺の町長の考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） もともと私もあそこの直販所ですか、直販センターというのは農業振興のためにつくったというふうに私も認識しております。ですから、農業振興ということは、河内町に住んでおられる方が、畑でつくったものとか、それ以外にお米も含めてですけれども、やはりだれもがあそこの会員になったのであれば、自由に分け隔てなくあそこで販売できるというのは、私は一番重要かと思っております。というのは、町の税金を投入してあの施設をつくったわけですから、町に住んでいる方が平等にいつでもだれでもあそこに品物がおけるというのが私は一番いいと思っております。それで、自分でつくったものを持って行って、それが売れるか売れないか、これは二の次でございます。いつでも自由に

誰もが出せるという状況は絶対必要だと思います。これでない、やはり町民の方の私は理解を得られないというふうに思っています。そういう内容で指定管理を町の方でしているわけですから、それに基づいた指導といいますか、業務の指導については今後やはり、平成18年にたしか指定管理に関する条例というのができています。この23年に結ぶ前にできている条例があるのですね。それに基づいて、今後、町として指定管理者に対して、その条例に基づいて指導をしながら、やはり町の農業振興について共通理解を持って事業をしていただくというふうをお願いをしていかなければならないと考えております。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

○9番（牧山龍雄君） あと二つほど町長にお聞きしたいと思うのですが、第5条にあります管理費について、私は直販センターだけの決算がわかりません。そこで、第3セクターふるさとかわちに関する経営状況の報告の中でしか直販センターの内容がわかりません。直販センターを利用する生産者が河内町何%、町外何%、また仕入等で何%提出しているか、町としては把握し、町民に開示しなければならないと思います。それには、企業秘密などないはずですが、そこは指定管理者の協定書の第2条の3項により提出を求めたらどうでしょうか。また、センター運営収益やその他の収益が第3セクター株式会社ふるさとかわちの収入として入っていることもおかしいと考えます。無償で借りた施設で得た収益は事業計画のために使われるべきであると考えます。町の農産物の振興や地場産業の育成のために使われる収益金だと私は考えておりますので、そこら辺の町長のお考えも聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、ご指摘の問題ですけれども、やはり今後につきましては、一応決算というか中に、たしか、あそこの施設を第三者に貸して収益等が400何万たしかあったと記憶しております。町の方では無償でお貸しして、直販センターの方では貸したものが向こうの収入になっているという、これ確かに現状はそうでございます。ですから、今後につきましては、そのあたりも含めて、指定管理者である株式会社ふるさとかわちと協議をしていかなければならない部分だとは思っています。やはり今まで、そういう内容等にまた貸しの部分までたしか特約事項か何かでは入っていないような記憶でございますから、そのあたりも協議をしていかなければならないと思っております。

○議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

○9番（牧山龍雄君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

現在、直販センターは法人1社と協定書を交わしております。指定管理者制度では指定管理者になろうとする法人、その他の団体となっておりますが、個人事業主、町在住の個人事業主も指定管理者として認めることができませんでしょうか。町長の考えをお聞きします。もしそれが認められるのであれば、かわち直販センターに出店したい人が多く出てく

ると思います。センター設立の目的達成により近づくこととなると思います。地場産業の育成、商工業の活性化にもつながります。先ほどの話とダブりますけれども、町の個人事業主も指定管理者になれるかどうか、また町長、これからどうするのか、そこら辺ももう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今のは、今後の指定管理者制度のお尋ねだと思うのですが、基本的に指定管理者は公の関係の施設を民間の方にお願いをして経費の削減とサービスの向上を図る目的で指定管理者制度があるというふうに私は認識しております。そういう中で、今後そういう場合には公募をするという形も必要かと思えます。ですから、その公募の中で検討してまいればいいし、今の形であれば平成28年の8月まで期間がございますので、一つはそれに近づいた場合には改めてそういう公募もするという事も検討する一つだとは思っております。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

○9番（牧山龍雄君） かわち直販センターの目的がより多く達成できますよう、これから雑賀町長にも頑張ってくださいと思います。これで質問を終わります。

○議長（廣瀬 裕君） 次に、青野 正君、登壇願います。

〔6番青野 正君登壇〕

○6番（青野 正君） おはようございます。6番青野です。

前議会に引き続き、今回も学校統合についてお伺いします。教育長、町長ともに統合については早急に検討していきたいとのことでしたが、改めてお伺いします。

中学校統合の町中央への土地等に、確保というか、場所についてですね。次に、小学校統合の、小学校統合といいますがこれすぐにできる問題ではありませんけれども、近隣の町村を見ましても、中学校と小学校が同じ場所ということが今大体そういう感じで進んでおりますので、河内町の場合もそういう感じで、私自身はやっていけたらなと思っておりますので、それについての場所等についても質問いたします。

また、小学校中学校が一緒のところということは、小中一貫校になった方がいいのかなと私自身は思っておりますので、それについても質問いたします。

また、統合に関する委員会ですか、これが一番大事な事だと思うのです。町民の方々に周知するためにも、この立ち上げについてどのように取り組んでいくのか、以上のことについてお答えをお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） それでは、ただいまいただきました青野 正議員の質問にお答えいたします。

前回も同じような質問いただきましたけれども、まず中学校統合についてですが、これにつきましても、やはり小中一貫校という将来の流れでもって考えなければいけないかな

とも考えております。

その理由も、前回もお話しましたが、金江津中学校の震災による西側校舎の危険度、したがって金江津中学生の安全な生活を確保するためには違う場所での学習が必要であると考えております。

これも一刻も早く統合してということなのですが、前回のときにもお話しましたが、可能であれば、町の中央地区に新設できないかと考えております。その場所につきまして、私申し上げられませんが、中央地区ということで考えております。

そのためには、町民の皆さんのご理解、8年前に検討委員会の流れがありますので、そのときには河内中学校の校舎でもって二つの中学生が共同に生活をするという答申をいただいておりますが、それからもう6年ほど過ぎておりますので、新たに考えなければいけないということを感じております。

そのために、できましたら検討委員会という形でなくて、雑賀町長さんの有識者会議という形の諮問会議を立ち上げていただいて、その中のメンバーで検討していきたいと考えております。この有識者会議のメンバーにつきましては、まだ町長さんから具体的な話はいただいておりますが、事務局ではある程度は人選しております。

そうこう考えまして、今度は小学校ということになりますけれども、小学校の実態につきましても、9月の「広報かわち」でも教育委員会の方から出生数についてもご報告申し上げますが、31年度、小学校の入学生が町内全部合わせまして24名となります。24名といいますが、これがたまたまですが、現存する三つの小学校に8人ずつというような入学生になってまいります。ということは、そのとき統合されても1学級です。今年度の出生数もまだ多くありませんので、やはり1学級になってしまうのか懸念されます。したがって、現存する三つの小学校、みずほ小学校が誕生してまだ2年なのですが、近い将来を見ますとやはり小学校統合も考え合わせなければいけない時期かなというようなこと、それらのこと二つ考え合わせますと、小中一貫校というようなこと、以前、雑賀 茂議員からもご質問いただきましたが、そういうことも視野に入れながら、小中一貫校での新しい学校の設立を考えていかなければいけないと思います。

それで、小中一貫校について、改めましてたくさんの課題、またはいい点もありますが、その中で、第一に考えなければいけないのが子供たちの通学路の安全と輸送の方法、22キロからなる町の子供たちを一つの中央地区にしましても10キロ以上の通学路を通うようなこととなりますので、それに応じたバスの運行等、または中学生はある程度の距離は自転車通学ということにもなると思いますので、今ある通学路をより整備していかないと危険が増すというようなことで通学路の安全、確保が考えられます。

ただ、それ以上にメリットの部分が多いかと思えます。一つには、中学校は教科担任制、小学校は小学校の先生がほとんどの授業展開ということになりますが、一貫校、併設して建築できるのであれば、中学校の専門教科の先生方が小学校の授業にも出られる。当然、

隣にありますから、中学校の先生方が小学校の授業参観しても、逆も可だと。ということで、子供たちの交流もかなり盛んになります。

それと、小学校、中学校、多少の行事は違いますけれども、工夫次第で幾つかの行事が合同でできる、そういう利点もあると思います。さらに、小中学校の教職員が、合同での研修会を実施することによって、小学校の教員は中学校の教員のよさ、逆に中学校の教員は小学校教員のよさを知ることによって資質向上につながられるというようなこともありますので、教職員にとっても大きなメリットがあると思います。さらに、この河内町、過去には中学校二つ、小学校四つということでありましたけれども、1カ所にまとまるということになれば、地域住民、特に保護者の方を中心にして町が一つになり、さらに人間関係が深められる、そういう利点もあると考えております。

したがって、新設していただけるのであれば、町の中央地区、さらに統合の順序から行きますと中学校が先行するかもしれません。中学生、今、金江津中学校の生徒は89名、河内中学校の生徒が172名という、こういう現状もありますので、中学校を第一に統合していただいて次に小学校、近いうちということで、あわせて小中一貫校という展開ができればありがたいと考えていますので、ぜひ町長さんには有識者会議を立ち上げていただいて、その中での報告をこの議会でもさせていただきながら、議会のご理解もいただければということを考えております。以上です。よろしくどうぞお願いします。

○議長（廣瀬 裕君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 答弁ありがとうございます。

今、教育長の話をお聞きしますと、私が思っている構想とぴったり合っておりますので、それに向かって進んでいっていただきたいと思います。

それで、財政的なことはなかなか難しいことだと思うのですが、去年、おとしか、みずほ小学校が誕生しました。二つの学校が一つになったということで、その点、財政的にはどのくらいの負担が軽くなったのか、ちょっとお知らせしていただければと思うのですが。

○議長（廣瀬 裕君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 財政的に、長竿小学校、源清田小学校が統合で一つになりましたので、小学校の教育予算、年間ですね、大まかに2,400万円になります。子供たちの通常の生活、1年間、6年生までが生活するのに必要なお金、町の予算が2,400万円程度。したがって、二つの小学校が一つになっただけで2,400万円程度の教育予算が削減されております。ちなみに、中学校ですと、教育予算がそれぞれ3,000万円程度必要になります。したがって、中学校が統合可能であれば3,000万円ぐらいの子供たちに直接かかわるような予算が削減されます。逆に、スクールバス等の運行がありますので、その分は余計にかかると思いますけれども、それでも予算は削減される。新しいものは修理する場所も少ないと思いますので、今、学校、それぞれがかなり古くもなっているため細かな修理がかなりあ

ります。そういう部分での修繕費、これも学校によって違いますけれども、かなり削減されるという経済的な効果は望めると思います。

○議長（廣瀬 裕君） 6番青野 正君。

○6番（青野 正君） 最後になりますけれども、町長にお伺いしますが、検討委員会というか、前は検討委員会ということで立ち上げて、いろいろな話し合いを持ったのですが、その中で町中央ということで、特に金江津地区の人たちが熱心にお願ひしたのですけれども、財政的に難しい、難しいということで、それ一本で河内中学の方ということで検討委員会もなったのですが、今、教育長の方から話を聞きますと、二つが一緒になって2,000万円から3,000万円ですか、そういう感じで1年にそれだけやっていたら、それだけで借金のお金も、お金を借りた場合でも、素人考えなのですが、二、三千万円のお金を毎年借り入れしたやつに対してやっていたら10年くらいは修理代も何もかからないという話ですので、簡単な感じのできるのかな、そういう感じもしますので、そういうこともありますが、そういうことも執行部としては考えて、教育長さんがそういうことを言っているわけですから、町の町長の方もいろいろ考えてはいるのしょうけれども、それはそれといたしまして、あと一番の問題は有識者会議ですか、これを早く立ち上げていただきまして、町民の方に広く、この話、議会でも今話したことを含めて話をしてもらって、そういう機運を高めてもらって、この教育委員会のお知らせですか、「広報かわち」に載っていましたとおり、31年にはこのとおりに少なくなってしまうということを考えますと、早急に立ち上げて、今年度というか、ことし中にそういう委員会を立ち上げていただきまして、検討して行って、なるべく早い時期に決定をしていただくことが町民にとっても子供たちにとっても一番のいいことかなと思いますので、財政的なことも、今ちょっと触れましたけれども、何かありましたら、またこの委員会のことですか、また町長も、教育長も話したように、私も同じ考えで一貫校とか、1カ所にやっていくような考えをお持ちかとは思いますが、それについて、こういうこと、3点ですか、お答えいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 青野議員さんの質問にお答えをいたします。

詳細については、今、教育長がお話をしたような形なのですけれども、まずおっしゃるように、検討していただくための有識者会議を早急に実は立ち上げ、議会が終わりましたら早速立ち上げるような準備をしております。

それと、やはり私も平成31年に各小学校が8名ずつの入学ということで、非常に正直びっくりしております。ですから、そういう意味におきましても、しっかりと有識者会議の中でご議論いただいて、しっかりもんでいただいて、それを町の方にぜひとも提案していただいて、検討していきたいと思ひます。

あと、予算関係の方は、これもまたそういう有識者会議の中で、財政的な部分も恐らく

出ると思います。ですから、そういう中で、恐らく皆様方にいろいろな、基本的に財政が、お金がないとできない問題ですから、その辺が一番重要な部分だと思います。ですから、私などもちょっとざっと考えているのは、やはり5年、10年で返済するのではなくて、20年とか25年のスパンで返済をしながら、今かかっている経費でそれが補えるぐらいの形に持っていければ一番、統合することによって今までかかっていた経費が削減できる、その削減した経費で借入れを返済していけるという形が私は理想だと思います。ですから、その辺も踏まえて、いかに国から補助金関係、あと地方交付税に算入される部分もあると聞いておりますので、その辺をよく調査をして、町民の皆さんにご負担のないような形の中で、今の小学校三つ、中学校二つの中で、そのかかっている経費で返済できるような形ができれば私は本当にそれが理想だと思いますので、そのあたりをよく精査をしていきたいと思っております。以上です。

一貫校についての考えですけれども、ですから、有識者会議の中で、先ほど教育長が言いましたように、例えばオープンするのが若干変更、ずれるとかという話もございましたけれども、それも有識者会議の中でよく検討いただければと思います。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 次に、野澤良治君、登壇願います。

〔5番野澤良治君登壇〕

○5番（野澤良治君） 皆さんおはようございます。5番野澤です。通告に従いまして、一般質問いたします。

今回の質問内容につきましては、通告のとおり、農業振興について3項目を質問させていただきます。

なお、本日は最終日ということで多数の皆様のご来場、大変ご苦労さまです。

収穫の秋を迎えまして、当町においては米の刈り入れがほぼ終了してまいりましたが、昨年に比べて米の価格が2割前後安いということで、農家経営をされている皆様には非常に厳しい現実ともなりました。また、9月14日から16日にかけて台風18号が日本列島を縦断、直撃し、各地で大雨による大きな損害や被害が出ておりますが、幸い、当河内町においては大きな被害がなくて大変安心しているところでもございます。

今回の一般質問、詳しい質問内容につきましては、自席に着いて行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） それでは1問目、町特産物PR事業についてということで、1回目の質問をさせていただきます。

平成9年に農業振興を目的として第3セクターふるさとかわちが設立されて以降、町では特産物のPR事業としてさまざまな形で支援を行ってきたわけですが、過去3年間におけるPR事業において、主な事業及び支出の内容について、担当課長の方より答弁をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬 裕君） 大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君） 野澤議員の質問にお答えいたします。

過去3年のPR事業ですが、平成22年度埼玉県上福岡駅、4月に2日間、27万6,000円。ふるさとかわち田植え祭、収穫祭、4月、9月、63万5,000円。北茨城市、8月夏まつり、11月港まつり、58万3,000円。成田空港空の日、9月、5万5,000円。川崎駅、溝の口駅、9月、10月の14日間、277万7,000円。

平成23年度、北茨城市、8月と11月、43万6,000円。ふるさとかわち田植え祭、収穫祭、4月、9月、54万3,000円。川崎駅、9月、10月の14日間、287万8,000円。龍ヶ崎済生会健康まつり11月、3万4,000円。龍ヶ崎市食の祭典、11月、5万3,000円。全国町村会有楽町、12月、5万円。

24年度、坂東市さくらまつり、4月、9万1,000円、ふるさとかわち田植え祭、収穫祭、4月、9月、62万5,000円。北茨城市、8月と11月、47万8,000円。川崎駅9月、10月、14日間、253万5,000円。龍ヶ崎済生会健康まつり、11月、7万2,000円。

支出の内訳でございますが、米、野菜などの品代、駅関係の使用料、手数料などがございます。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ただいま担当課長より細かい説明いただきまして、大変ありがとうございます。

私も町の情報公開条例に基づきまして、町特産物PR事業の内容について資料請求をいたしまして、内容について、細かい話なのですけれども、幾つか疑問な点がありますので、答弁をいただければと思います。

まず1点目が、平成24年5月29日、花束3万円というふうな形で支出をされておりますが、どこに何の目的で支出をされたのか。

そして2点目です。平成20年1月30日に、スポーツシャツ3着、これが1万3,000円が1着、1万4,000円が2着、セーター2着、1万4,000円が1着、1万8,000円が1着、計5点で7万7,000円支出をされておりますけれども、具体的な使い道、そしてだれがいつどこで購入をしたのか、また何というメーカーの品物なのか、時系列的に説明をいただきたいと思います。

また、町のPR事業として使われる内容として、高額でもありますし、余り好ましくないとお考えいただけますけれども、担当課長、もしくは町長より答弁いただきたいと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君） お答えいたします。

花束1個3万円ということになっておりますが、これにつきましては合計額で表示されております。実際は5,000円の花束が6個でございます。退職者6人への花束代ということでございます。PR事業の主旨としてはちょっと違うかなと思われまます。

スポーツシャツについてでございますが、こちらについては、現時点では確認がとれておりません。今後調査していきたいと思っております。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） それでは3回目の質問をします。

大槻課長の方から2回目の答弁の中で、これから調査をしていくということでございますけれども、大変重要な問題だと思っておりますので、早急に詳しい調査をしていただきたいというふうに思います。また、今年度、町特産物のPR事業活動費として550万円予算化されておりますけれども、今年度、今までにどのような事業に幾らぐらい使ったのか、また、今後の活動事業の内容及び予算について答弁をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬 裕君） 大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君） お答えいたします。

今年度実施したPR事業は、4月に坂東市桜まつりで7万7,000円、米、野菜などの品代です。同じく4月にふるさとかわち田植え祭23万1,000円、これは抽選用の米代、来賓用米代となっております。8月に北茨城の夏まつり13万1,000円、米、野菜などの品代でございます。合計で、43万9,000円ほど今年度は支出しております。

今後についてでございますが、北茨城市の港まつりのほかに、有楽町で農産物のPR等を行っていく予定でございます。費用については、50万円程度を見込んでおります。以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ありがとうございます。

続きまして、ふるさとかわち債務補償についてということで質問させていただきます。

ふるさとかわちに対する町の債務補償についてお伺いいたします。

9月14日付で新聞報道、債務補償拒否ということで大きく載っておりましたけれども、その理由が持ち株比率が2.5%に減少したこと、そして経営状況が非開示ということが主な理由となっておりますけれども、今までは農業者生産に対する支援、そして農業振興を目的に債務補償を行ってきたわけですが、今までの状況、そして債務額、契約内容、方法について再確認ということも含めて担当課長より答弁をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬 裕君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

今までの債務補償の金額、契約内容、方法についてということでございますが、初めに株式会社ふるさとかわちより損失補償申請書が取締役会の議事録の写しが添付されまして、町長あてに提出されます。町では承認後に株式会社ふるさとかわちに損失補償限度額承認書を送付し、必要な書類を添付して金融機関と損失補償契約を締結いたします。その後、株式会社ふるさとかわちが金融機関と金銭消費貸借契約を締結し、借り入れとなります。

債務補償の額は、5年間で見ますと、平成20年度1億7,000万円、21年度、22年度、1億

6,000万円、23年度、24年度、1億5,000万円で、借入額は平成20年度、21年度、1億円、平成22年度、23年度、8,000万円、平成24年度7,000万円で、毎年10月初めに借入れを行い、返済日は翌年12月中旬以降の契約となっており、繰り上げ償還も行っていると思われます。以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ただいま課長の方より返済の経緯ということで説明がございました。

今回、債務補償拒否するということについて、至った経緯というものがあると思います。当然、ふるさとかわちとしてはことしも債務補償していただけるというふうなことで考えていたのではないかなと思いますけれども、今まで拒否するに当たりまして、ふるさとかわちと町との今までのやりとりを具体的に説明していただきたいと思います。そして、債務補償拒否を判断した経緯を答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（廣瀬 裕君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 今後の損失補償ということでございますが、8月22日付で損失補償申請が提出されておりますが、9月3日付で現在までの状況を総合的に判断した結果、同意いたしかねるといった回答を会社にしております。その中で、一応、町からの株式会社ふるさとかわちへの依頼等ですが、6月より行っております。6月、7月、8月に一応依頼をしておりますが、そこで回答がないような状況でございます。以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ただいま課長の方より経緯について説明がありましたけれども、例えば、今回、ふるさとかわちと債務補償について再度話し合いのテーブルに着くことがあるのかどうか、また当然債務補償を拒否した理由というのが明確に出ておりますけれども、その理由及び内容等、そういうものが町として、例えば納得するような条件が得られた場合、町として今後どのような対策もしくは支援策があるのかを、できれば町長にお答えいただきたいと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） お答えをいたします。

今、野澤議員さんの方から出たように、9月14日に新聞に載りました。それが基本的に、そこに書いてあるとおりなのですけれども、それとその今、藤井課長の方から答弁ありましたけれども、内容等について資料の提供をお願いした経過がございます。ですから、そういうことを考えますと、やはり当初の3月の議会では私も承認した方なのですけれども、それから状況が大分変わってございまして、そういうことも踏まえた中で、資料等の請求をお願いして、検討するための資料をお願いしてきたわけなのですけれども、そこがただけなかったというものがございまして、ですから、今後につきましては、何らかの状況

の変化があれば、それはまるきり検討しないというわけではないと私も考えております。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ありがとうございます。

続きまして、3問目、学校給食の米の納入についてということでご質問させていただきます。

学校給食に対する米納入について、今現在、株式会社幼稚園給食に委託運営しておりますけれども、その運営状況について担当課長より答弁をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬 裕君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、野澤議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご存じのように、株式会社幼稚園給食に全面委託したのが平成19年の1月からでございます。状況としまして、子供たちの毎日の給食が楽しみになるようにということで、町の栄養士が献立を工夫しています。例えば、行事食としまして、入学・卒業おめでとう給食、それからひなまつり給食、七夕給食、クリスマス給食、また子供たちのリクエスト給食などを実施しています。また、給食センターではできなかったあたたかいおみそ汁、スープ等の汁物を提供することができるようになりましたので、かなり献立の幅がふえています。

委託経費については、毎月加工費と食材料費として請求がございます。24年度実績で申しますと、年間食数が15万3,694食ございました。加工費が2,920万2,000円、食材料費につきましては3,787万8,000円となっております。1食当たりの単価は、加工費で190円になります。食材料費が246円となります。この食材料費は、お米はもちろん、野菜、牛乳等も含まれています。以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 今までの経緯についてお答えをいただきましたけれども、恐らく幼稚園給食とは1年単位で毎年契約をしていると思っておりますけれども、その中で、地元の地産地消も含めて、町の食材をいろいろ納入していると思っておりますけれども、その納入している地元食材の品名及び金額について具体的にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬 裕君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それではお答えいたします。

品目としましては、米とレンコンの2種類となっております。米につきましては、株式会社ふるさとかわちのシルバー米を使用させていただいております。キロ当たり税込みで514円となっております。

レンコンにつきましては、10月から2月ごろまでの季節の野菜として献立に使用しております。キロ当たり355円となっております。以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） 5番野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ありがとうございます。

米とレンコンということで、企業の中で、例えば町で負担をしている金額について、またどのぐらいの量を納入しているのかということをお答えいただきたいのと、これから、きのうも実は給食運営委員会がありましたけれども、来年以降、どのような形で進んでいくのか、皆さん大変興味があるところでもございますので、その辺を担当課長、そして最後に町長にもお願いしたい。

これで一般質問は終わりますけれども、ただいまの3項目についてお答えを返していただきましたけれども、大分答弁内容について具体的な答えがない部分もありますので、早急に調査するなり、明確な回答をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、町で負担している金額と今後の方向、予定ということでございますが、まず学校給食会のコシヒカリの価格、キロ当たり320円を基準にしています。平成24年度の実績で差額分188万1,000円を町が補てんしています。これはお米に対してでございます。

今後の給食主食米については、昨日も給食運営委員会で委員の方々から、いろいろな意見をいただきました。地元でとれた安いはもちろん、安全、安心なおいしいお米を供給していけたらと思っております。そのためには低温貯蔵庫や色選機を完備した町内の米穀取扱業者から、給食主食米の仕様書に沿った、おいしいコシヒカリを提供していただけるように協議検討してまいります。以上でございます。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 実は、昨日、学校給食運営委員会を開催させていただきまして、その中で、今、萩原局長が答弁したように、検討をしております。廣瀬議長さんに委員長さんになっていただいて、いろいろな意見を委員の方からいただきまして、本当に安全ということを真に考えて検討しようということで実際に行っております。

ただ、私、あれからちょっといろいろ考えたのですけれども、今、私たちが食べているお米は実は河内町でとれたお米でございまして、本当にずっと、私だけではなくて、河内町に住んでいる方はほとんど農家の方及び関係者も含めて、地元でとれたお米を実は食べているのですよね。ですから、そういうことを考えますと、基本的に私は河内町のお米は安心して食べられるものではないかというふうに認識しております。そういう中で、今回、給食運営委員会の中でいろいろ意見を出し合っている方向に持っていければなというふうに考えておりまして、たしか11月にもう一度委員会が開催されるということで、その委員会の皆さんにご意見をよく聞きながら検討してまいりたい、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 次に、星野初英さん、登壇願います。

〔7番星野初英君登壇〕

○7番（星野初英君） 皆様、こんにちは。7番星野初英です。

本日、お忙しい中、お忙しいにもかかわらず、たくさんの傍聴の方お見えになっていただいております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は熱中症対策についてであります

地球温暖化対策推進法が平成10年10月に制定されました。地球温暖化防止の目的の法律であり、国を挙げて推進されておりますが、現実的には努力届かずといったところであり、その上、気象変動、異常気象といった天変地異が近年立て続けに起きております。2年前の東日本大震災は大きな教訓となりました。この近年の気温上昇はだれもが危機感を持っているところであり、特に体温調整をうまくできない子供たちの教育環境への影響は少なくないと考えます。

当町におきましては、いち早く小学校、中学校の各教室にエアコンを完備していただいております。これは本当に素晴らしいこととあります。教室や武道館での学習環境は整備されておりますが、体育や部活動で体育館を利用する場合や炎天下での屋外活動の対策について、ミストシャワーの設置、運動会の見直しについてお伺いいたします。

2点目の質問はご意見箱の設置についてであります。

町行政は生活者である町民のために町民とともに推進していくことが基本だと思います。特にこれからは地方分権の時代であり、創意工夫のもと、地域社会を形成していかなければならない時代に入っています。まさに行政と町民が協力し合い、よりよい方向へ進展させていくべきときを迎えていると思います。

そこで、各公共施設への設置についてとホームページの活用についてお伺いいたします。

3点目の質問は通学バスについてであります。

今までも何人かの保護者の方々からお話がありました。最近、龍ヶ崎においての事件は皆様も記憶に新しいと思いますが、当町においても危険な場所があり、変質者も出ているところで、保護者の方にしてみればとても心配で何とか費用を出してでもお願いしますとの声がありますので、現在の通学バスを利用している地域と状況に応じての対応についてお伺いいたします。

この後、自席にて1問ずつお伺いいたしますので、町長並びに執行部の皆様の現実味のある前向きなご答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英さん。

○7番（星野初英君） 初めに熱中症対策について、1回目の質問をお伺いいたします。

まだまだ暑い日が続いておりますが、当町では体育や部活動で体育館を利用する場合や、炎天下での屋外での部活動の対策はどのようにされているのでしょうか。また、ここ数年間で学校行事で熱中症にかかった生徒は実際にはいるのでしょうか。もしありましたら、

人数またはどのような状況で熱中症を起こしたのかをお聞かせください。

熱中症の対策の一つとしてミストシャワーを設置してはいかがでしょうか。ここ数年、大型ショッピングモールなどで見かけるようになりました。細かい霧状の水が噴射されるもので、体感温度を下げてくれます。体温の急上昇を緩和するには有効と思われます。体育館の出入り口や渡り廊下等、水道の近くに設置は可能と思います。最近ではさらに低コストで、取りつけも簡単にすぐできるようになっております。熱中症対策にかなりの効果が期待されると思います。熱中症で倒れる生徒を未然に防ぎ、安全、安心な教育環境を即急に進めるべきだと考えますが、ご意見をお伺いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） それでは、星野初英議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずミストシャワー、熱中症関係ですが、熱中症につきましては、過去5年、途中で統合小学校一つありますけれども、様熱中症といまして、軽いめまいとか、そういう子は運動会、体育祭の練習、また体育の練習、集会時含めまして相当数おります。ただ、これは熱中症ということではありませんので、すぐ回復、ちょっと休憩とれば回復しました。それで、熱中症としてはっきり診断をされたものは、昨年度小学生で2人、これは体育の運動会の練習中、今年度になりまして、中学生が女子なのですが1人、この子は体育の練習、7月なのですけれども、体育の授業中にシャトルランといってスポーツ体力テストで、何秒間に何回往復できるかというランニングがあるのですが、その中で64回クリアした時点で気分が悪くなり、救急車で病院に搬送しましたがけれども、熱中症であるという診断を受けております。したがって、はっきり熱中症と診断されたのは3名ということになります。

そういう緊急時に対してですが、救急車を要請しなければならない場合には即救急車を、そこまで必要がなくても保護者対応ができない、ただ早急に病院で診断を受けた方がいいだろうというのに対してはタクシーでの搬送ということを計画的に進めております。

ミストシャワーについてなのですけれども、確かにいろいろな公共施設でも使われるようになりました。あれに当たると二、三度体温が下がるというような効果があるということも知っております。今年度、早急に全校設置というわけにもまいりませんでしたので、試験的にみずほ小学校さんだけ、たった4個なのですが、運動会の練習の時などに子供たちが、プールの方の、外側にあるのですけれども、そこにつけていただいて、効果をちょっと見ています。ただ、ここへ来まして気温がこのとおりに落ちついていますので、熱中症の心配もなく、今のところ、中学生は体育祭終了しましたし、小学校の方も21日に向けて病人が出ないという状況で練習に励んでおりますので、この効果がどれだけあるものかということは精査してまいりたいと思います。

それから、部活動等、体育も含めてなのですけれども、かなり激しい運動をするということがありますので、子供たち、小学生から中学生、すべて自前で水筒持参しております。休憩

時、休み時間も含め、授業の合間も含めてなのですが、自由に飲んでいいというようなことで水分の補給は必ずするという形で学校で指導しております。部活動時の休憩にしましても、外での部活動は、休憩時は水分補給しながら日陰で休憩と。通常より多くの休憩時間をとると。したがって、今年度、運動会、体育祭でお願いしていることは、今までですと昼の休憩時の休息しか子供たちとっていなかったのですが、プログラムの中間の部分、午前、午後とありますが、その間に15分程度休憩の時間をとるという形で対応いただくというような形で、プログラムの中にも明記していただいて対処しております。まずその熱中症については、そういう状況で、まあまあ子供たち強い体の持ち主であるというような感じを受けております。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英さん。

○7番（星野初英君） 答弁ありがとうございました。

また、子供たちに対する細やかな配慮、本当にありがたいと思っています。また、みずほ小に関しては、4個つけてくださったということで、その動向を見て、それこそつけた方がよいと思うのであれば、また各小学校等にも、中学校にもつけていただきたいということで思っております。

熱中症対策をあらゆる角度から取り組んでいってくださっていますけれども、それがとても重要だと思います。今までも本当にたくさんの気を使っていただいて、そのようにやってくださったということがよくわかりました。

それから、今後もしろいろなことを工夫して、また子供たちの安全を守って教育環境にいい方向で持っていってもらいたいと思います。

それでは、続きまして運動会の日程の見直しについての件ですが、2011年9月、つくば市とかすみがうら市の小学校において熱中症で数多くの生徒が緊急搬送されたことは、まだ皆様の記憶にも新しいことと思います。運動会の練習中でありました。先ほど3名の方が我が町には出たとおっしゃっていましたが、龍ヶ崎气象台で2010年からのデータを調べてみました。9月1カ月だけを見ますと、30度を超える日が2010年では13日、2011年では15日、2012年では14日ありました。月の半分以上は30度を超えるという真夏日だということがわかります。ひと昔前は9月は残暑というような表現でしたが、このデータから見ましても、9月はまだまだ夏といってもいいほどの現在は暑さです。全国的にも運動会の時期を見直す動きが進んでいます。今年には既に運動会、中学校は済んでいますけれども、運動会の日にも学校での年間計画に沿って行うようになっていると思いますので、来年度以降の年度計画の中で運動会の時期の見直しについての計画をされるお考えはあるのでしょうか。また、熱中症予防に万全を期すのであれば、時期の見直しは不可欠と考えますが、当町のご見解を教育長よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 運動会の実施期日の見直しについてですが、中学校は既に終了

しまして、21日小学校です。昨年度は9月の15日に小学校は実施しております。これは余りにも早かったという話し合いのもとに、今年度は、1週間おくらせての計画ということで今進めていただいております。

この運動会等の期日についてなのですが、茨城県だけでなく、全国的ないろいろな状況を調査しまして、春に実施しているところ、9月下旬に実施しているところ、春に実施しているというのが早々ふえてきているのが事実です。

学校の行事につきましては、当然教育委員会もかかわるわけなのですが、それぞれ今5校の校長先生方と相談をしております。来年度、まずは子供たち1年生から6年生までの年齢差、体力差を考えて、小学校では早急に春にするか、また実施時期をどのようにしたらいいかということ、2月下旬ぐらいまでには結論を出すということで、指示を出しております。ただ、このときに、運動会の実施一つをとりましても、体育祭の実施もそんなのですが、学校行事は、かなり小学校、中学校ともに網羅しております。この辺の調整が果たしてどこまで可能か、あとは地域的な農閑期、農繁期、それぞれありますので、そういう保護者の方のご意見もいただきながら、まずは各小学校で検討いただく、それを町としてどうしていくか、同じように実施していく考えでおりますので、単独でうちだけ春とか秋とかということはないような状況で統一することを考えております。ただ、中学校に関しましては、中学校のこの期間もなく新人体育大会、9月下旬からスタートします。春先ですと5月下旬から総合体育大会が展開されます。子供たちが3年間かけて切磋琢磨してきたものの発表の時期にあります。実施時期を春に持っていくのもなかなか難しい状況下にあります。3年生の修学旅行も4月下旬頃に予定を毎年しておりますので、中学校に関しましては、期日をちょっとおくらせる程度の工夫しかできないのかなと考えておりますが、これについてもこういう温暖化の状況を考えて、工夫して、子供たちの負担にならないようにということ、また保護者の負担、保護者の方々にそれぞれご参加いただいでそのそれぞれの行事ですので、よく相談をしながら決定してまいりたいということを考えております。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英さん。

○7番（星野初英君） 教育長、答弁ありがとうございます。

小学校、中学校もそれぞれいろいろな行事また保護者の都合もごさいますと思いますけれども、皆様のご意見をなるべく聞き入れていただいて、そして小学校の子供たちにしてみれば体力的にも運動会の練習は本当に暑い中で大変危険だと思いますので、いろいろなことを検討していただきまして、できれば小学校は早目にして、中学校もできるのであれば、受験とかいろいろございませうけれども、時期を検討していただければ、前向きにお願いしたいと思います。本当にありがとうございます。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

町民のニーズを的確に把握する一つ的手段として、公共施設にご意見箱を設置し、日ご

る抱えている問題、こういうものがあつたらよいか、ここをこうしたら快適だ等々、すべての町民の方から率直な意見を寄せられたら、それは行政側にとっても新たな発見があるかもしれません。

ご承知のとおり、当町は区長制で成り立っています。日ごろ、区長さんのご苦勞に感謝するとともに、担当課の方の前向きな対応に敬意を表します。近隣の市町村ではほとんど実施しているようです。その中で、阿見町は町長への手紙、「町長さんあのね」と題して手紙の用紙と封筒をセットで用意し、町の公共施設9カ所に投函箱を設置しています。行政側のご意見をお聞きしたところ、自分たちの目の届かない部分のご意見はとても助かる。また、画期的な意見も多く、よいものは行政で取り上げているとのことでした。確かに作業は大変なご苦勞もあろうかとお察しいたしますが、確実に町政の発展に貢献していることは間違いありません。名前のわかっている方には本人に町長のお名前でお返事をしているようです。情報公開は本人の承諾のもと、広報やホームページ等で紹介しているようです。必ず町民と町長を結ぶパイプ役となることと思いますので、ぜひ町長のお考えをお聞かせください。

○議長（廣瀬 裕君） 石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） それでは、星野議員の質問にお答えいたします。

星野議員がおっしゃいましたように、住民の方々から意見、提案等をいただきまして、それを今後のまちづくりの参考にするとすることは、町民が主役のまちづくりを進めるという観点でとても大切なことだと私も思います。

そのような趣旨から、各自治体では、首長への手紙とか平成目安箱といったネーミングでいろいろなアイデア等を募集しているところでもあります。受け入れ方法につきましては、施設内に設置したボックスとか郵送、あとはメールによる方法とか、さまざまな方法をとっております。

河内町におきましても、昭和50年代の後半のころですか、本庁舎の窓口に意見箱的なものを設置した経緯があつたようでした。ただし、このときは町政に対する意見というよりも誹謗中傷が多かつたという理由で短期間のうちに撤去したということだったようです。

ご意見箱の設置という質問でございますけれども、平成19年の第1回の定例議会におきましても一般質問されております。このときは、先ほど申しましたように、意見箱を設置したところ、匿名による誹謗中傷が多かつたというような理由で前向きな回答は得られなかつたようでした。

実はタイミングがいい話なのですが、10月から河内町の特性を生かしたまちづくりを進めるために、まちづくりに関するアイデアを募集するという手はずになっておりました。河内町の将来を見据えたまちづくりのために建設的なアイデアを募集するというのがねらいです。募集につきましては、10月号の広報紙、それからホームページでお知らせいたします。

ご質問は、ご意見箱を各公共施設、それからホームページ上に設置ということでございますけれども、今回のアイデア募集は郵送によるものとメールによるものという方法をとりたいと思います。そして、このような方法をとりまして、公共施設にボックスが必要だったり、ホームページ上に定型フォームを作成した方がいいという判断をした場合には、そのような方法をとりたいと考えております。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英さん。

○7番（星野初英君） そのようないろいろな町民の意見を聞くということはとても大切なことだと思いますので、ぜひとも普通の、それこそメールとか手紙を書けないというか、言いづらい人も受けられるように、できればご意見箱を設置していただきたいなとも思います。そして、また、今までは前の町長さんは町民との懇談会ですか、それをやっておりましたけれども、今後はそれはどうなるのかは私はわかりませんが、そういった意見を聞くということ、とても大切ということだと思いますので、また若い方たちの意見を特にお聞きしたらいいかなと思うので、その意味で、先ほど石山課長さんがお答えしていましたけれども、ホームページに意見を書き込める欄をつくって、子育て中のおうちをなかなか出られない方とか、そういう方たち、また公共施設になかなか行く機会のない方たちのためにも貴重な意見をお聞きすることができると思いますので、町のホームページにご意見を書ける欄をつくってはいかがでしょうか。名前をできれば入れていただいて、きちっとした、時間がかかっても町長さんの名前できちっと返答をお答えするような誠意を持ったの対応でしていただければと思いますけれども、その点について町長さん、いかがでしょうか、お答え願います。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、秘書課長が答弁したことも実は一緒に考えてきた中で、具体的な部分を申し上げたわけなのですけれども、星野議員おっしゃるように、そういう若い人も含めて、意見を拝聴して、いいものを生かしていくという意味では、今度10月からこのことを実施して、そういう中で、ご意見箱ですか、これについても前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、先ほどの熱中症対策なのですけれども、私も実は地球温暖化の中で、おっしゃったように体感温度を下げるというのは非常に大切なことございまして、できればみずほ小ということだったのですけれども、来年は早急に全校につけてはどうかというふうにちょっと考えていますので、あと予算の方に実際に乗せていただくということをちょっと考えておりますので、ひとつよろしく申し上げます。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英さん。

○7番（星野初英君） 町長さんにおかれましては、前向きな答弁、また今後のこともいろいろと見ていただいて、子供たちのこと、またそれから町の町民の意見を取り入れること等も前向きにご意見いただきましてありがとうございます。ぜひご期待しておりますの

で、よろしく願いいたします。

3番目の質問をいたします。

現在、スクールバスを利用している地域についてお聞かせ願いたいと思います。また、不審者の出る地域の保護者の方は本当にお金を出してでもいいのでバスを出してほしいという、そういう要望をお聞きしておりますので、その点についての今後の町の対応についてもお聞かせください。

○議長（廣瀬 裕君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、星野議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

スクールバス、通学バスを利用している地域ですが、金江津地区の金江津小学校に通っています児童と、みずほ小学校に通う長竿地区の児童となっています。

○議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英さん。

○7番（星野初英君） 今、答弁ありがとうございます。

金江津小とみずほ小の方ということなのですが、みずほ小の方でも、やはり今回新しく統合された方たちを対象にだと思えるのですね。やはり古河林とか内野、あの辺は本当に変質者が出る、その辺の保護者の方たちがぜひともお金を出してでもいいですので、バスをやはり通してほしいというご意見がございました。その辺に関してはどのようなお考えでしょうか。

○議長（廣瀬 裕君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） お答えいたします。

状況、対応ですけれども、まず通学方法につきましては、地域によって徒歩、自転車、スクールバスの利用が考えられます。通学路の確認、整備、安全教育の指導の徹底や立哨活動の取り組みが重要となると考えます。

現状としましては、金江津地区の金江津小学校に通う遠距離の通学の1年生児童から4年生児童が通学バスを利用しています。平成25年度は22名が利用しています。もとの関東鉄道バス路線をもとに8カ所の通学バス停を設置しています。登校時1便、下校時は1便ないし2便を運行しています。利用料金につきましては、1人当たり1カ月3,000円を口座振替えにて徴収させていただいています。

あとみずほ小学校に通う長竿地区の児童につきましては、統合したことによって従前より距離が遠距離になったため、児童の負担軽減及び通学路の安全確保のため、無償で登下校時2便を運行しています。この通学運行につきましては暫定措置であるということは、利用されている保護者の方に伝えていきます。

ルートとしましては、Aルート、Bルート、2ルート運行しています。Aルートにつきましては、突合せ発、みずほ小学校着の幹線道路を利用するルートでございます。Bルートにつきましては、庄布川集会所発、下町歩経由のみずほ小学校着の2ルートとなっています。

統合しまして1年半が過ぎようとしているみずほ小学校、長竿地区の児童ですが、今後は新たな通学方法と方向性を学校、PTA交えまして、来年度からの実施に向けて検討してまいります。

○議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英さん。

○7番（星野初英君） 答弁ありがとうございました。

もともと長竿小学校の子供たちよりも古河林とか、あちらの方はきっと多分遠いのではないかと私は思っておりますけれども、そういった点で、今は無料で多分バスが出ていると思うのですね。でも金江津の方たちはお金を払っていますよね。だから、その辺は今これから検討するということだと受けとめてよろしいですね。いろいろな方と、保護者の方たちとの相談等ございますでしょうけれども、できれば子供たちの安心安全で、本当に昔と違って今は変質者とかいろいろな方がいますし、また龍ヶ崎の事件もございますし、草のたくさんあるところとか、そういった部分も心配の点もたくさんございます。そして、またボランティアでそうやって付き添ってくださる方がいるところはいいと思うのですけれども、その辺のところもきちっと皆さんに協力していただいて、協力していただけたところは協力していただいて、極力子供たちの安心安全で通学できるように、今後努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（廣瀬 裕君） 以上で、一般質問を終了いたします。

○8番（篠田英一君） 議長、第3セクターふるさとかわちに対する債務負担について緊急質問をしたいので、同意を求めます。

〔賛成、反対〕と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 第3セクターふるさとかわちに対する債務補償の件について、篠田英一君から緊急質問の申し出がありました。

篠田英一君の第3セクターふるさとかわちに対する債務補償についての緊急質問を議題とすることについて採決をいたします。

採決は起立によって行います。

篠田英一君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣瀬 裕君） 着席ください。

起立5名であり、同数ですので、議長によって決定いたします。

篠田英一君の緊急質問に同意することに決定いたします。

○議長（廣瀬 裕君） 追加日程1、第3セクターふるさとかわちに対する債務補償の件の緊急質問を行います。

篠田英一君、登壇願います。

〔8番篠田英一君登壇〕

○8番（篠田英一君） 8番篠田英一です。

私の緊急質問に同意をいただき、ありがとうございます。

さて、9月14日の新聞報道にありました第3セクターふるさとかわちに対する債務補償について質問をいたします。以後は自席にて質問いたします。

○議長（廣瀬 裕君） 8番篠田英一君。

○8番（篠田英一君） 河内町総合計画の基本計画の中で、産業の振興を図るために農業が基幹産業である本町では第3セクターふるさとかわちを中心に農産物のブランド化を進めることが盛り込まれています。実際に米では、「おかずのிரない河内のお米」コシヒカリや、新品種の「とねのめぐみ」が茨城県の奨励品種となり、生産面積が拡大し、食味等で河内米が広く浸透しています。直販センターでの地元野菜は、県外からのお客が多くブランドとして指定しております。また、雑賀町長は以前、ふるさとかわちにブランド米として販売しているコシヒカリを多数出荷して収益を上げていたのも間違いのないことだと思います。町長みずから管理をして出荷していたのでご存じと思いますが、集荷は秋に集中します。この時期に刈り入れができなくなれば、生産者に支払うことができないばかりか、会社経営が成り立たない状況になると思われます。河内町は農業が基幹産業で、ブランド米の育成や販売、直販事業等の農業振興政策は重点課題だと思います。これまでに多くの方が携わり、時間と労力をかけ、販路を模索し拡大してきた努力が債務補償に応じない場合、むだになる可能性も否定できません。また、一昨年のも原発事故による農作物への風評被害による販売の落ち込みは残念でなりません。

このような状況をかながみ、町に迷惑をかけないよう条件を付けることも考えられます。町長におかれましては、どうすれば債務補償に応じられるかを伺いたいと思います。町長お願いいたします。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） まず、どういう状況ならこたえられるかというよりも、まず会社でございますから、今はご存じのように持ち株が2.5%ということは基本的にもう普通の株式会社と変わらないわけです。ということは、やはり社長が会社を運営する責任がございます。一般の会社では社長みずから保証人になって財産をつぎ込んでやっております。これは当たり前のことです。まずそういうことがふるさとかわちの中で話し合われているのか、会社の中で、こういうことも私は重要だと思います。やはり社長以下取締役の方が本当に会社を思うのであれば保証人になるべきではないでしょうか。

それともう一つは、先ほど藤井課長が冒頭申し上げたように、財務諸表に関して、一応決算書等は出ておりますけれども、細かい部分についていろいろと精査をしたいということで提出を実はお願いしてまいりました。それについて、税理士がどうかこうとかでな

くて、町として資料の請求をしているわけですから、それについてはその指示に従って真面目に資料の提出をするべきだと思います。そういうことのない中で、果たして町民の理解が得られるかということでございます。中身がわからない、株がない、そういう中で、町民の理解が得られるかということなのです、中身がわからないのに。これは、もしそこで、お支払いができなくなるということは、これは町が、イコール町民の皆さんの税金が投入されるわけです。ですから、そのあたりはやはり経営者として役員会の中で本当に生きていくために、会社を経営していくために真剣な議論が私はあったのか、逆に聞きたいぐらいなのです。その中で、こういうふうにしたらどうかというものが出てこないで、ただ単に3月の議会で承認されたからそれをするのが当たり前だという考えが、果たして私は町民に理解が得られるかどうか、逆に私はお聞きしたいですよ、町民の皆さんに。

私は、町民の皆さんの理解が得られれば私は別に、本当にまじめにしっかりと運営されているのであれば、これは場合によっては考えなければならぬと思います。そういうしっかりした考え方と責任を持った行動があれば、町民の理解が得られるのではないかと、こういうふうに思います。

ですから、私どもの方からどういう条件だったというよりも、私は再三今までお話ししているわけですから、ですからちゃんとした誠実な対応があれば、やはりみんなで考えればいいのではないですか、と私は思います。それが無いのにどうして答えを出せと、これは私の方から逆にお聞きしたいですよ。誠実な対応をするべきで、それから考えなければいけないことだと思います。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 8番篠田英一君。

○8番（篠田英一君） 答弁ありがとうございます。

債務不履行があった場合には、町がその負債を抱え込む危険があると、わかります。債務補償には今のところの状態では応じられないということですね。町の財政をあずかる長としての判断としては理解できます。しかしながら、現実問題、もう9月に入っております。町長がおっしゃるように誠実な対応、これはしていかなければいけないと思うのですが、今動かない、ふるさとかわち、動かない状況、これが何とかしなければ一般の町民、農家の方にも害が及ぶ、このように考えます。実際に町の発展というのは町の町民、みんなが一致団結して進めていかなければならないと思います。ましてや町長は公人でございます。大きな心を持って臨んでいただければと思います。また、私ども議員もその間に立つこともやぶさかではありませんので、もうちょっと話し合う機会といいますか、そういうものを持つことは可能でございますでしょうか。

○議長（廣瀬 裕君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） ですから、今、篠田議員おっしゃったように、やぶさかではないという部分が、私もまるきり、100%ないということではございません。ただ、それには、しっかりと誠実な対応をしていただければ、それは、しかもその内容が町民が納得で

きるような部分であれば、それは再考はやぶさかではない、再考することはあり得るということでございます。

○議長（廣瀬 裕君） 8番篠田英一君。

○8番（篠田英一君） ご答弁ありがとうございます。

ふるさとかわちの社長ともよく話し合いを持って、その上で町の発展のためです。何とか、みんなで協力して、それでここまで何十年もかけてやってきたことですから、何とかお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（廣瀬 裕君） 日程3、議案第1号 河内町子ども・子育て支援審議会条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町子ども・子育て支援審議会条例の制定については原案のとおり可決することにいたしました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程4、議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程5、議案第3号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程6、議案第4号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 歳入の方の財産売払収入という450万円、これは何なのか。

もう1点は、地域農業担い手育成事業486万、これはどういう形の補助金なのか、それを説明願います。

○議長（廣瀬 裕君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 歳入で款が16財産収入、項2財産売払収入、3債権売払収入450万円ですが、これは株式会社ふるさとかわちの債権譲渡の分でございます。90口掛ける5万円で、一応入金にはもうなっていますけれども、予算上、計上していなかったもので今回計上させていただきました。

○11番（大野佳美君） 入金はいつなの。

○企画財務課長（藤井俊一君） 入金、ちょっとお待ちください。

5月の末でございます、入金は。

○11番（大野佳美君） 地域農業担い手育成事業。12ページ。

○議長（廣瀬 裕君） 大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君） 農業関係の団体への補助金でございます。

○11番（大野佳美君） どういう団体だろう。

○経済課長（大槻正己君） 経営体育成支援補助事業ということで、コンバインとか、そういう大きな機械を買ったときの補助金でございます。

○11番（大野佳美君） 認定農家。

○経済課長（大槻正己君） そうですね、はい。

○議長（廣瀬 裕君） ほかにございますか。

1番雑賀 茂君。

○1番（雑賀 茂君） 予算書12ページですね、その中で土木費、道路維持費、道路新設

改良費、工事請負費がそれぞれ1,500万円、同じく工事請負費が1,500万円とありますが、この工事内容、そしてなぜ今回補正に至ったのか、その緊急性、必要性はあったのか、計画性を持って実施しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（廣瀬 裕君） 沼寄都市整備課長。

○都市整備課長（沼寄 繁君） それではお答えいたします。

町道維持費につきましては、道路のU字溝やますの補修、舗装補修ということで5路線予定しております。道路新設改良費につきましては、やはりU字溝の新設、ます等の設置、舗装の新設というようなことで3路線を予定しております。

今回、補正につきましては、当初予算でもやはり予定はしていたのですけれども、予算の編成上、要求額に達しない分、今回財政の方と協議しまして、補正予算に計上したというふうなことでございます。当初予算で計画はしていましたが、予算の編成上、それがなかなかし得なかったものですから、補正予算で追加したというところでございます。

そして、今までもそうなのですけれども、道路の補修改良につきましては、町民のご要望、そして緊急性、そういうものを勘案しまして、計画的に今後も実施してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 1番雑賀 茂君。

○1番（雑賀 茂君） 町道認定路線というのは何路線ぐらいあるのですか。

そのうちの一部を今回やったということでしょうけれども、そういったものを含めて、緊急性とか必要性とか、そういったものを計画的にやっているのかどうかというのを聞きたいのです。今回、それに緊急性があったということで、今回補正に至ったと思うのですけれども。

○議長（廣瀬 裕君） 沼寄都市整備課長。

○都市整備課長（沼寄 繁君） 認定路線につきましては、ちょっと今数字は出ていないのですけれども、全路線の数字は。

町民の皆さんから随時、あるいは区長さんを通していろいろご要望がありまして、それをまとめてその現場を見ながら緊急性とかそういうのを判断しながら、計画を立てて進めております。当初予算で要求したのも、そういうことに沿って要求をしまして、それで予算に乗らなかった部分、乗せられなかった部分について今回補正予算で追加したということです。今後も計画的に進めてまいるところでございます。以上です。

○1番（雑賀 茂君） そういった緊急性とか必要性とか、そういった道路状況を十分認識していただいて、進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程7、議案第5号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程8、議案第6号 平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程9、議案第7号 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成25年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程10、議案第8号 平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程11、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

この件につきましては、9月11日の本会議において決算審査特別委員会に付託いたしました平成24年度河内町各会計決算の認定でございます。

ここで、委員会より審査の結果について報告をお願いいたします。

決算審査特別委員会委員長大野佳美君、登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長大野佳美君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（大野佳美君） それでは、決算審査特別委員会審査報告をいたします。

去る9月11日開会されました平成25年第3回河内町議会定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

認定第1号、平成24年度河内町一般会計歳入歳出決算、平成24年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第2号 平成24年度河内町水道事業会計決算、以上につきまして、9月11日から12日の2日間、委員9名全員の出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は原案のとおり異議なく可決認定するものと決定いたしましたので、

ご報告いたします。

平成25年9月19日、決算審査特別委員会委員長大野佳美。以上です。

○議長（廣瀬 裕君） ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号は、質疑討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、決算審査特別委員会の審査結果のとおり認定いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号（1）平成24年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定、（2）平成24年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、（3）平成24年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、（4）平成24年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、（5）平成24年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定、（6）平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、並びに認定第2号 平成24年度河内町水道事業会計決算の認定、以上、認定いたすことに決定いたしました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程12、選挙第1号 河内町選挙管理委員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第182条第1項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、選挙管理委員に、北口弘毅君、関川正夫君、岡野稔之君、鈴木奉勲君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました北口弘毅君、関川正夫君、岡野稔之君、鈴木奉勲君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程13、選挙第2号 河内町選挙管理委員補充員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、選挙管理委員補充員に、野澤良雄君、羽鳥義則君、熊木恒夫君、内藤良夫君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました野澤良雄君、羽鳥義則君、熊木恒夫君、内藤良夫君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程14、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の審査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 日程15、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の事務調査について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり閉会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（廣瀬 裕君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成25年第3回河内町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後零時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員